

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1. ～8. (省略)</p> <p>9. (自動満期処理の特約) 前記第8条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日 <u>(満期日が休日 の場合は満期日を起算日として翌営業日)</u> に自動的に解約し、給付契約金(税引後)の全額についてあ らかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。 (1) ～ (4) (省略)</p> <p>10. ～23. (省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>(2024年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1. ～8. (省略)</p> <p>9. (自動満期処理の特約) 前記第8条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日 <u>(追加)</u> に自動 的に解約し、給付契約金(税引後)の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱いま す。 (1) ～ (4) (省略)</p> <p>10. ～23. (省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>(2022年4月1日現在)</u></p>